

本籍

栃木県宇都宮市〇〇式巻番地

改製原戸籍

「法律で改製された元の戸籍」という意味です。

本籍が記載されます。

戸主の「身分事項」と「戸籍事項」が、戸主の事項欄に記載されていました。  
 「身分事項」：出生・家督相続・結婚・死亡等  
 「戸籍事項」：戸籍の改製・消除等

事項欄

大正三年七月拾五日前戸主高橋豊吉死亡二因り家督相続届出  
 同年九月拾日受付  
 伊藤竹子ト婚姻届出大正八年参月参日宮城県仙台市長宮城太郎  
 受付同月九日送付  
 昭和参拾式年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月壹日  
 本戸籍改製  
 昭和参拾式年法務省令第二十七号により昭和三十六年拾月拾日  
 あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除

千景県東金市〇〇町参拾番地戸主山本今三郎長女  
 明治拾九年五月拾七日高橋豊吉ト婚姻届出同月式拾日宇都宮  
 市長受付同月式拾式日送付入籍  
 大正拾四年九月八日本籍地ニ於イテ死亡戸主高橋善吉届出同月  
 九日受付

※以降、同様の項目で戸主の配偶者の事項が記載される

除籍されている場合、氏名に×が記されます。

|           |   |   |       |
|-----------|---|---|-------|
| 母         |   | 父 | 山本今三郎 |
| 出生        | × |   | カヨ    |
| 明治式年四月拾参日 | × |   | 長女    |

高橋 ミヨさんに関する記載

【戸籍の単位】  
 現行戸籍の「夫婦と子供」単位ではなく、「家」単位で作られ、戸主の元に戸主の親、兄弟、配偶者、子等が1通の戸籍に記載されています。

|            |              |     |       |
|------------|--------------|-----|-------|
| 主 戸        |              | 前戸主 | 高橋 豊吉 |
| 出生         | 戸主欄<br>高橋 善吉 | 父   | 高橋 豊吉 |
| 明治式拾九年壹月壹日 |              | 母   | ミヨ    |
|            |              | 長男  |       |

戸主 高橋 善吉さんに関する記載

「前戸主との関係」、「親子関係」について記載されます。

|         |         |
|---------|---------|
| 前戸主トノ続柄 | 亡高橋豊吉長男 |
|---------|---------|

前戸主氏名が記載されます。

用語の解説

|      |  |
|------|--|
| 戸主   | 一家の主人。旧民法において、家の責任者。戸主権を持ち、家族を統率する者をいう。                                |
| 家督相続 | 旧民法上の相続形態の一つ。戸籍上の「戸主」の死亡、隠居などによって開始され、通常嫡出長男子1人が、戸主の地位・全財産を相続するものとされた。 |